

令和6年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

株式会社あづま交通 安全統括管理者 市來 大作

令和4年度鹿児島県団体表彰

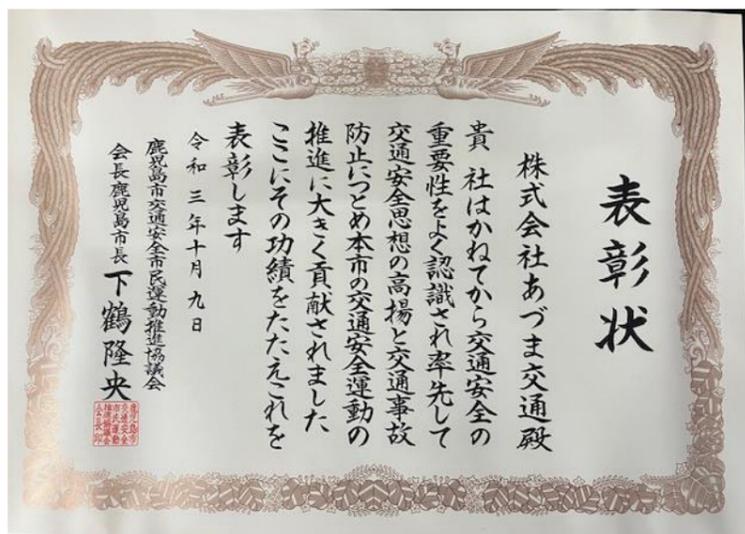
防犯功労者及び交通安全功労者表彰

授賞式



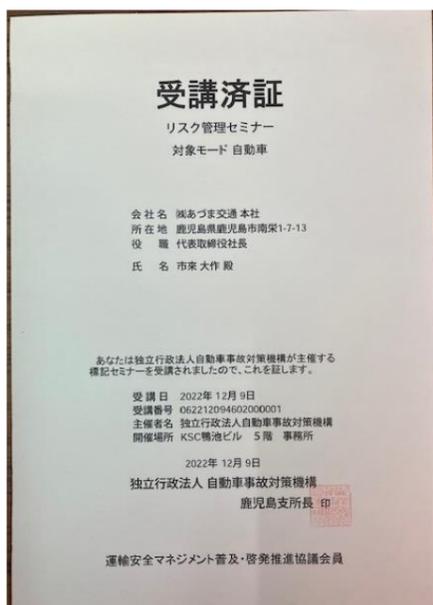
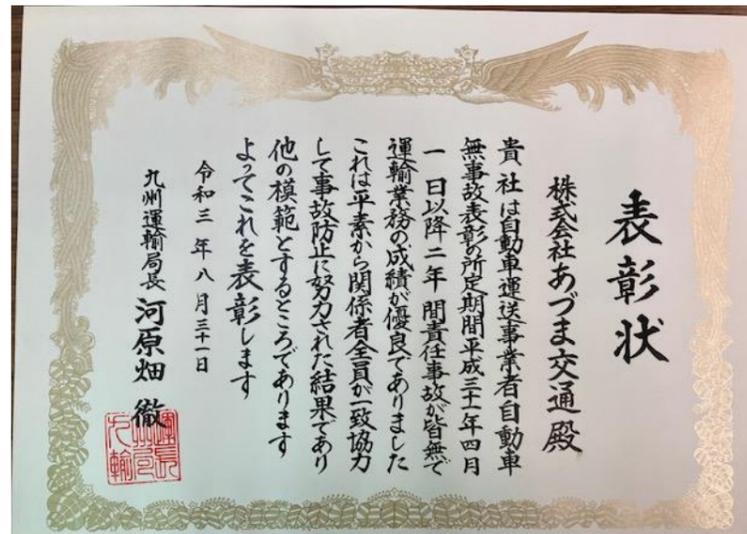
令和3年度

鹿児島市交通安全団体功労賞

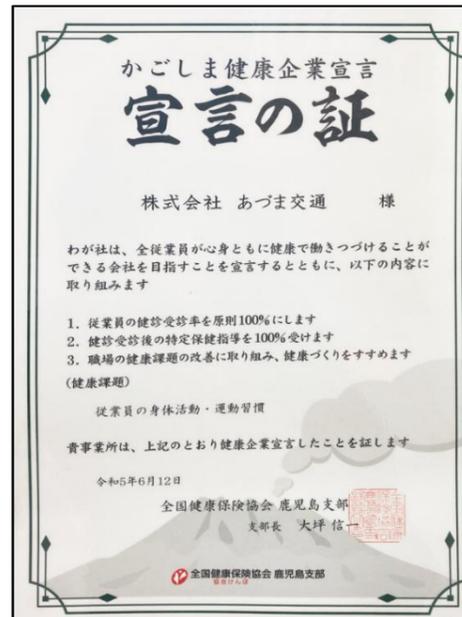


令和3年度

九州運輸支局無事故表彰



令和4年12月4日
リスク管理セミナー安全統括管理者受講（市來大作）



令和5年6月12日かごしま健康企業宣言

当社では「安全、安心」をスローガンに、全社員一丸となって取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本方針

安全統括管理者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全を構築するための組織体制を整備するとともに、安全に関する基本的な方針を次のとおり定める。

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (5) 安全・安心は事業経営の大原則であることを念頭に、お客様に安心と信頼を提供する。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

重大事故・人身傷害事故ゼロを令和6年度も目指します！！

「安心・安全でお客様に愛される企業をめざし、日々従業員一同努力を重ねてまいります」

2023年度に設定しました目標および、達成状況は次のとおりであります。

令和5年度目標		目標達成状況	達成
1 重大事故件数（運輸支局報告）	目標 0件	0件	○
2 人身傷害有責事故件数	目標 0件	0件	○
3 対物有責事故件数	目標 0件	5件	×
4 自損事故件数	目標 0件	19件	×
5 飲酒運転	目標 0件	0件	○

実践項目

1. 法定速度を遵守する。
2. 確実な安全確認をする。
3. 慎重な運転操作をする。
4. 車間距離を十分確保する。
5. 健康起因による事故ゼロを目指す。

3. 輸送の安全を確保するための計画

本社において、安全管理規程第12条に定める「輸送の安全に関する情報が適切に伝達され、共有される」ことを目的に設置した「運輸安全マネジメント委員会」で輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、社長（安全統括管理者）常務、運行統括管理者、補助者で構成する。本委員会は最低年1回以上開催する。

但し、重大事故や、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合や、その他特に必要と認められた場合は緊急に招集し開催する。

(1) 事故防止キャンペーン活動

- | | |
|--------------------|-----------|
| ①春の全国交通安全運動 | 4月初旬 |
| ②ゴールデンウィーク期間中の安全確保 | 4月中旬～5月初旬 |
| ③夏の交通事故防止運動 | 7月下旬 |
| ④秋の全国交通安全運動 | 9月下旬 |
| ⑤自動車点検整備推進期間 | 9月～11月 |
| ⑥年末年始輸送安全総点検 | 12月～1月 |

(2) ヒヤリハットの情報及びドライブモニターによる検証

年4回 四半期に1回実施

ヒヤリハットは毎月情報収集をし、乗務員会の定例会で内容を分析報告や危険個所や自社の事故発生時のドライブモニターによる検証をし、危険個所や事故発生時の他車との位置関係や運転者の運転操作等を全員で共有しております。

(3) 安全講習

- ①安全教育
運輸安全マネジメント会議（毎月）
バスメーカーによる安全講習
南警察署・消防署 交通安全講習
- ②外部機関主催の講習会を本社にて開催
鹿児島市南保健所 保険政策課

健康指導（高血圧、食事療法等）

③運転者の適正に応じた個人指導

運転者に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する初任診断・適性診断及び特別診断を計画的に受診させ、その結果に基づき個別に指導、助言を行います。

当社は適正診断・適齢診断・初任診断を終えて直ちに個別指導を実施しております。

(4) 運行管理者への教育

独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運行管理者一般講習を受講いたします。

令和6年度も運行管理者及び運行管理補助者全員に受講し精進させております

(5) 平成30年6月1日より、点呼時における睡眠不足の項目が追加され、それに沿った点呼を実施しております

同時にアルコール消毒、赤外線センサーによる体温測定も、日々行っております。

(6) 運転者の教育

乗務員教育は年間計画表に沿って実施しております。

(7) 飲酒運転の撲滅対策

①始業、終業点呼時のアルコール検知器による検査を確実に実施すると共に、宿泊先等での非対面点呼時には、本人の顔が認識できるモバイル型アルコール検知器を使用して、測定データ、顔写真を瞬時に本社点呼係（運行管理者）に転送し管理を実施しています。

②使用するアルコール検知器につきましては点検を行い、電源が確実に入ること及び損傷がないことを確認し、故障がない状態を保持しております。また、定期的に校正を行い精度の維持に努めております。

③点呼時のアルコールが検知された者につきましては、個人指導及び社内規定に基づいた処分を行い、飲酒運転の撲滅を図ります。

(8) 車両点検・整備

整備管理者が日々車両の点検と、法定点検項目の他独自の点検項目を定め安心・安全の向上に努めております。

(9) 内部監査並びに運行業務点検の実施とその後の対応

2月に安全統括管理者による、本社営業所の「輸送の安全に関する内部調査」を実施した結果、関係法令、運輸規則遵守および運輸安全マネジメントの趣旨を十分理解した上で、輸送の安全に取り組んでいることを確認いたしました。

本社会議室において「運輸安全マネジメント会議」を開催し、輸送の安全目標の達成状況の確認と改善点の意見統一を図りました。改善点については令和6年度に実施してまいります。

(10) 輸送の安全に関する予算等の投資

①損保ホールディングスによる事故事例を検証しながらの事故時の対応安全講習会（教材費等10万円）

②南消防署による車両火災時の消火器、避難誘導訓練（2万円）

③独立行政法人自動車事故対策機構

リスク管理セミナー受講料及びガイドラインセミナー受講料（2万円）

④SASスクリーニング検査毎年実施（睡眠時無呼吸症候群検査）（補助金対象）

⑤タイヤ交換費用（300万円）

⑥自動点呼システム導入費用（100万円）

4.安全管理規程及び輸送の安全に関する組織・連絡体制

①安全管理規程は安全マネジメントPDF参照。

②輸送の安全に関する組織・連絡体制は安全マネジメントPDF参照。

5.安全統括管理者

代表取締役社長 市來 大作

6.行政処分の公表

行政処分現在 0件更新

貸切バス事業者安全性評価 3ツ星取得 2026年3月31日迄有効